

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

○ 多様な主体と連携した被災者支援

- ・ 都道府県による災害中間支援組織（※1）の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
- ・ 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
- ・ 災害ケースマネジメント（※2）などの被災者支援の仕組みの整備

※1 NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織

※2 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

○ 国民への情報伝達

- ・ 長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
- ・ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
- ・ 障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

○ デジタル技術の活用

- ・ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

日本海溝・千島海溝沿い海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正

○ 北海道・三陸沖後発地震注意情報（※）の解説・伝達

※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でMw7.0以上の地震が発生した場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発地震への注意を促す取組について、令和4年12月より運用を開始。



令和4年に発生した災害を踏まえた修正

<北海道知床で発生した遊覧船事故>

○ 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化

※海上災害対策編の修正

<トンガ諸島の火山噴火による潮位変化>

○ 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ・ 防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- 水害対策の強化
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- 活動火山対策の強化
 - ・ 火山調査研究推進本部の設置
 - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- 災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

- 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

- 緊急通行車両確認標章等の事前交付

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- 被災地の情報収集及び進入方策
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- 自治体支援
 - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- 避難所運営
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・ 避難所における生活用水の確保
 - ・ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・ 保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化
- 物資調達・輸送
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<その他各省庁における振り返り>

- 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- より実態に即した液状化リスク情報の提供

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

防災基本計画修正（令和7年7月）の概要

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

関連する法令の改正を踏まえた修正

<災害対策基本法等の改正>

○ 国による災害対応の強化

- ・ 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施
- ・ 市町村から国に対する応急措置実施の要請
- ・ 防災監の政府災害対策本部への参画

○ 被災者支援の充実

- ・ 在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供
- ・ 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携
- ・ 被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携
- ・ 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

○ 復旧・復興の迅速化

- ・ 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

<道路法等の改正>

- ・ 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化

<航空法等の改正>

- ・ 地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行

その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・ 災害時における船舶活用医療の提供
- ・ 避難所でのこども・若者の居場所の確保
- ・ 港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）
- ・ 広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進

<岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し>

- ・ 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- ・ 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○ 被災者支援の充実

- ・ 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
- ・ 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- ・ キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化
- ・ 迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄

○ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

- ・ 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
- ・ 発災後速やかなDHEAT派遣、保健師等チームの充実・強化

○ 官民連携や人材育成の推進

- ・ 国と全国域の災害中間支援組織（JVOAD）の連携
- ・ 避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保、データベース化

○ 消防防災力の充実強化

- ・ 消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
- ・ 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

○ インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

- ・ 多様な主体と連携したTEC-FORCE支援活動の実施
- ・ 上下水道一体での災害対応の実施（最優先復旧箇所の事前選定等）
- ・ 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

○ 被災地における学びの確保

- ・ 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣

○ 防災DXの加速

- ・ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施
- ・ 防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有
- ・ 避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告